

生駒市条例第 17 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 6 月 11 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年 8 月生駒市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 6 項を削り、同表備考第 7 項中「教育・保育給付認定保護者等が」を「教育・保育給付認定保護者等（教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者をいう。）が」に改め、同項を同表備考第 6 項とし、同表備考第 8 項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項」に、「児童福祉法第 7 条第 1 項」を「児童福祉法第 43 条の 2」に、「若しくは同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）」を「、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）若しくは同法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）」に改め、同項の表中「若しくは医療型児童発達支援」を「、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業等」に改め、同項を同表備考第 7 項とし、同表備考第 9 項を同表備考第 8 項とし、同表備考第 10 項を同表備考第 9 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。